

第2回安全委員会での皆さんからのアンケートの意見を参考の上、下記の内容で社内及び協力会社の作業ルールとなりましたのでお知らせします。
各自、内容確認の上、実施をお願いします。

記

【車両運転等】

- 1 車両バック時は後方誘導係をつける。
ただし、運転者のみの時は後方を充分注意する。
- 2 トラック荷物の積み降し時で荷台上の作業者はヘルメット着用する。

【作業】

- 3 イントレの組立て、解体及び作業時はヘルメット着用し安全帯を装着する。
- 4 イントレの最上段には手すりを設置する。
- 5 イントレ最上段に踏み台、脚立を乗せての作業は禁止する。
- 6 脚立の天板乗りは禁止する。
- 7 脚立使用時は高さに関係なくヘルメット着用する。
- 8 「うま」の単独使用は禁止する。
- 9 作業靴以外を着用しての作業は禁止する。

【養生、保安等】

- 10 会場内の床養生を徹底し、床への破損を回避する。
- 11 搬出入時は会場の出入口の扉、枠養生を実施する。
- 12 会場内の施設、壁、天井、照明等を破損しないよう声掛け注意をする。
- 13 設営、撤去作業後は完璧な清掃を実施する。
- 14 搬出入口が一般通行人と共有される、または車両と面する場合は誘導係をつける。
- 15 作業エリアと一般のお客様動線が接する場合、バリケードを設置する。
- 16 お客様の持込物の片付けと当社撤去が同時の場合、お客様優先の心掛けで衝突注意又は時間調整をする。
- 17 床下の電気幹線工事のふた周辺にはバリケード設置をして、転落防止をする。
- 18 使用前、使用後に資材の安全点検を実施して、異常があれば安全担当者へ報告する。
- 19 木工パネル、平台等の設置時は、床材に応じて適切な養生又は損傷をしないよう十分に注意をする。

【お願い】

本通達の各項目でいろいろな不備不具合及び解釈があると思います。

基本的な内容としてご理解の上、安全側になる様に対応をしてください。

今後とも、安全作業規定の改善、改定を重ねます。皆様のご意見、提案をお願いします。

以上